

Title	魏晋南北朝の公文書の種類と体系
Author	中村, 圭爾
Citation	人文研究. 52 卷 2 号, p.141-170.
Issue Date	2001-12
ISSN	0491-3329
Type	Departmental Bulletin Paper
Textversion	Publisher
Publisher	大阪市立大学文学部
Description	北村秀人教授退任記念号

Placed on: Osaka City University Repository

魏晉南北朝の公文書の種類と体系

中 村 圭 爾

は し が き

漢代の公文書の制度的記述が「独断」に、唐代のそれが「唐六典」に、それぞれあることはよく知られている。「独断」によれば、漢代、皇帝の命令には、策書、制書、詔書、戒書の四種があり、臣下が天子に奉るのに、章、奏、表、駁議の四種があった。また、唐代のものは、「唐六典」巻一尚書都省項に、上から下へ及ぶものとして、制、敕、冊、令、教、符の六種、下から上へ上るものとして、表、状、牋、啓、牒、辞の六種、諸司がたがいに質問しあうものに、関、刺、移の三種があり、巻八侍中の項には、下から上へ通じるものに、奏抄、奏彈、露布、議、表、状の六種があるといい、巻九中書令の項には、王言の制として、冊書、制書、慰勞制書、発日敕、敕旨、論事敕書、勅牒の七種があるという。

魏晉南北朝の公文書に関して、このように明確な制度的記述はない。公文書そのものはもちろんのこと、公文書が通行する官僚組織そのものもまた巨大な変化の過程にあったこの時代であって、それはやむをえないことであるかもしれない。しかし、そのような変化の過程にあるからこそ、魏晉南北朝時代、いかなる公文書があり、それがいかなる体系をなしていたかを検討することは、この時代の政治制度の歴史的意義を考察するうえで、重要な意味をもつことになる。

ところで、明確な制度的記述がないからといって、この時代の公文書の種類や体系を推測する手がかりが、皆無であるわけでもない。本稿は、そのいくつかの手がかりによりつつ、魏晉南北朝時代の公文書の種類と、それらがなす体系について、若干の考察を試みるものである¹⁾。

なお、ここでいう公文書とは、もっぱら皇帝および各官庁のあいだで通行する、意志伝達のための文書のことであり、籍帳、契券、過所などの類はふくまない。

一 魏晉南北朝の公文書の種別

当時の公文書の種別を知るための手がかりは、いくつかある。それは以下に列挙するような事例である。

1 個人の著作目録

当時の名人の列伝には、末尾にその人物生前の著作を列挙することがある。例えば『宋書』卷百自序に、沈約の伯父沈亮（元嘉二十七年卒）、祖父沈林子（永初三年卒）、父沈璞（元嘉三十年卒）三者について、それぞれ、

所著詩、賦、頌、讚、三言、誄、哀辭、祭告請雨文、樂府、挽歌、連珠、教、記、白事、牋、表、籤、議、一百

八十九首、

所著詩、賦、贊、三言、箴、祭文、樂府、表、牋、書、記、白事、啓事、論、老子、一百二十一首、
所著賦、頌、讚、祭文、誄、七、弔、四五言詩、牋、表、皆遇亂零失、今所余詩筆雜文凡二十首、
と記す。

このような類別は、「晋書」にも例がある。いずれも東晋の人である卷六八紀瞻伝、卷七六張闔伝に、それぞれ、
凡所著述、詩、賦、牋、表、数十篇、
闔牋、表、文、議、伝於世、

というのがそれである。このような例は、さかのぼれば、すでに「後漢書」にもみえている。その例として、伝八〇
上黄香（延平初人）伝、同書伝六五皇甫規（熹平三年卒）伝、伝八〇下張超（靈帝時人）伝の記事をあげてみよう。

所著賦、牋、奏、書、令、凡五篇、

所著賦、銘、碑、讚、禱文、弔、章、表、教、令、書、檄、牋、記、凡二十七篇、

著賦、頌、碑文、薦、檄、牋、書、謁文、嘲、凡十九篇、

ここには、当時の文章の類別とみられる何種かの称呼がある。それらのいくつかは、文学作品の範疇に入る名称であることは明らかであるが、たとえば章、表などが、公文書の名称であることもたやすく了解されるであろう。そのようなものを、前述の「独断」「唐六典」の記事を手がかりに抜き出してみると、章、表以外には牋、奏、議、あるいは檄、教、啓事などがそれに該当しよう。それらが当時の公文書の類別であると理解しても、問題ないであろう。

2 「文心雕龍」目録および書記篇

『文心雕龍』は、劉勰が南齊の末に著した作品である。一般に中国最初の文学理論書と説明されるが、文体と文章の類別や特色についての記事が多くみられる。試みに卷二以下の篇名を列挙してみよう。

明詩第六、樂府第七、詮賦第八、頌讚第九、祝盟第十（以上卷二）、銘箴第十一、誄碑第十二、哀弔第十三、雜文第十四、諧謔第十五（以上卷四）、史伝第十六、諸子第十七、論説第十八、詔策第十九、檄移第二十（以上卷四）、封禪第二十一、章表第二十二、奏啓第二十三、議對第二十四、書記第二十五（以上卷五）

これらはみな文学作品と公文書の類別である。そして文学作品をのぞき、前項と共通する公文書らしきものの名称として、章、表、奏、議、檄、啓をあげることができる。

しかも、注目されるのは、章表第二十二以下の篇別構成が、奏啓第二十三、議對第二十四となっていて、『独断』にいう漢代の四種の上行文書、章奏表議と類似の順序であり、ただあらたに啓と對が加わっているということである。このことは、魏晉南北朝時代には、漢代の制度を継承しつつ、漢代になかった新種の公文書が出現していることを明示している。

それとはべつに、書記篇第二十五には、以下のような記事がある。

夫書記廣大、衣被事体、筆劄雜名、古今多品、是以總領黎庶、則有譜籍簿録、医歴星筮、則有方術占式、申憲述兵、則有律令法制、朝市徵信、則有符契券疏、百官詢事、則有関刺解牒、万民達志、則有状列辭諺、並述理於心、著言於翰、雖芸文之末品、而政事之先務也、

その後、それぞれの文章についての、簡単な説明がある。その説明についてはのちにふれることとし、ここで確認しておきたいのは、『文心雕龍』書記篇が、漢代以来の章奏表議以外に、多様な機能をもつ公文書が存在したことを、明確に示しているということである。特に「百官詢事」にもちいる「関刺解牒」と、「万民達志」にもちいる

「状列辞諺」は、唐の制度との関連も推測でき、魏晉南北朝公文書の制度と体系に関する重要記事である。この点は、節をあらためて別に述べたい。

3 「文選」の文章類別

五三一年没の昭明太子撰「文選」の太子序には、賦詩以下の文体を論じたなかに、次のような記述がある。

次則箴興於補闕、戒出於弼匡、論則析理精微、銘則序事清潤、美終則誅發、圖像則讚興、又詔誥教令之流、表奏牋記之列、書誓符檄之品、弔祭悲哀之作、答客指事之制、三言八字之文、篇辞引序、碑碣誌狀、衆制鋒起、源流間出、

この記事もまた、文体のみでなく、さまざまな用途を持つ文書があったことを示している。なかでも、「詔誥教令」、「表奏牋記」、「書誓符檄」は、昭明太子の時代にはそれぞれ共通の用途をもった一群の文書と見なされていたと考えることができよう。この点ものに言及することにしたい。

一方、「文選」目録には、これとはやや異なった文章の類別がみられる。いま、賦から七までの文学作品は略し、その後の文章類別を列挙してみると、詔、冊、令、教、文（卷三六）、表（卷三七、三八）、上書、啓（卷三九）、彈事、牋、奏記（卷四〇）、書（卷四一、四二、四三）、檄（卷四四）となっている。これらのなかにも、公文書としての機能をもつものが含まれている。序と共通するものでは、詔、令、教、表、牋、檄があり、啓、奏記、彈事などもあきらかに公文書であろう。

4 「宋書」礼志にみえる公文書

『宋書』卷一五礼志二には、宋文帝元嘉二六年（四四九）二月の文帝東巡にあたって、皇太子が監国し、その儀注を定めたことにつき、以下のような記事がある。なお、引用にあたっては、百衲本の書式に従い、説明の便のために、冒頭に数字を置くことにする³⁾。

（前略）其時皇太子監国有

司奏儀注

- 1 某曹関某事云云被令儀宜如是請為牋如左
- 2 謹関
- 3 右署衆官如常儀
- 4 尚書僕射尚書左右丞某甲死罪死罪某事云云參議以為宜如是事諾奉行某年月日某曹上
- 5 右牋儀準於啓事年月右方関門下
- 6 位及尚書官署其言選事者依旧不
- 7 經它官
- 8 太常主者寺押某署令某甲辞言某事云云求
- 9 告報如所称詳檢相応今聽如所上処事諾明
- 10 詳旨申勒依承不得有虧符到奉行年月日起
- 11 尚書某曹
- 12 右符儀
- 13

14 某曹閔太常甲乙啓辭押某署令某甲上言某
15 事云云請台告報如所称主者詳檢相應請聽
16 如所上事諾別符申撰奉行謹閔

年月日

18 右閔事儀準於黃案年月日右方閔

19 門下位年月下左方下附別尚書衆

20 官署其尚書名下応云奏者今言閔

余皆如黃案式

22 某曹閔司徒長史壬申啓辭押某州刺史丙丁

23 解騰某郡県令長李乙書言某事云云請台告報

24 如所称尚書某甲參議以為所論正如法令報聽

25 如所上請為令書如左謹閔

右閔門下位及尚書署如上儀

27 司徒長史壬申啓辭押某州刺史丙丁解騰某郡

28 県令長李乙書言某事云云州府縁案允値請

29 台告報

30 年月日尚書令某甲上

31 建康宮無令称僕射

- 32 令日下司徒令報曉如某所上某宣撰行如故
- 33 事文書如千里馭行
- 34 年月朔日子尚書令某甲下無令称
僕射
- 35 司徒承書從事到上起某曹
- 36 右外上事内処報下令書儀
- 37 某曹関某事云云令如是請為令書如右謹関
- 38 右関署如前式
- 39 令司徒某事云云令如是其下所屬奉行如故事
- 40 文書如千里馭行
- 41 年月日子下起某曹
- 42 右令書自内出下外儀
- 43

(以下一三行略)

この記事は難解で、その全体の分析には他日を期したいが、公文書の類別に関わる限りで、注目すべきことがらをあげてみたい。まず、記事のなかに「某曹関……謹関」という首尾をそなえた一文が見られることである。これは唐公式令の関式を例にとるまでもなく、一種の完結した文書であることがわかる。例えば第1、2行が完結した書式であり、第3行は、この文書における諸官の署名の指示である。ただし、この文書は牋を作ることと申し出たものであり、したがって、左の如くとある第4、5行がその牋であると判断できる。それゆえ、第6行に「右は牋儀」と説明

があるのであり、その牋の書式は啓事に準じるという注記があることになる。おなじように、第9～12行は、第13行に説明があるように符であり、第14～17行は、第18行に説明があるように、関事なる文書であるはずである。

次に「某曹関……謹関」という文書は、のちにあらためて述べるが、もっぱら皇太子に対してもちいられるゆえに「関」なのであり、したがって、「右某儀」と説明される文書はすべて皇太子に対してのものである。しかし、それらは基本的にはすべて皇帝に対する文書に準じるため、その準拠すべき皇帝への文書をその次にあげるのである。

この記事全体を、このように解釈することができるとすれば、以上の第3、第13、第18行のような文書式名を記したと見られる注記がほかに数カ所に上る。とりあえずそれらを抜粋し、皇帝にむけてのものと皇太子にむけてのものを対応させてみるとすると、以下のようなものになる。

「皇帝」啓事 黄案 詔事（書？） 板文

（尚書敕） （符）

「皇太子」牋 関事 令書板文 外上事内処報下令書 令書自内出下外

以上にみてきたように、魏晋南北朝の文書にはさまざまな種類がある。そのなかには、本稿で公文書とよぶものがすくなくならず含まれている。漢唐の制を参照しつつあらためてそれらを列挙すると、ほぼ以下のものであろう。

詔書 令書 章 奏 表 啓（啓事） 黄案 議 牋 関（関事） 刺 解 牒 教 符 尚書勅

さて、これらの文書おのこの機能は、以上の記事だけでは十分に理解できないところがあるから、その文書の利用や機能について、具体的に検討する必要がある。紙幅の都合上、かつて別稿で検討したことのある詔書と符は割愛し、すでに重要な事実が明らかにされている奏、および別稿で論じた関と啓とはその検討内容を簡単に要約して参考にすることにし、それ以外の文書について考察を加えてみたい。

二 「章奏表議」

本節では、前節末尾で列挙したもののうち、まず章奏以下の諸文書について、あらためてその機能を検討してみよう。ここでそれらを総括的に述べた記事として注目されるのは、前節2の『文心雕龍』卷四、五の記述である。そこには、先にみたようにさまざまな文書文体を列挙するのみでなく、そのそれぞれの機能用途についての説明がみられるからである。

それを本節の中心とする章、奏、表、議についてみると、章表第二十二に、

漢定礼儀、則有四品、一曰章、二曰奏、三曰表、四曰議、章以謝恩、奏以按劾、表以陳請、議以執異、

とあるが、これは「独断」の記述を簡略化したものとみなしてよい。そこに列挙された章奏表議の用途機能の区分は明確である。しかし、この区分が魏晉南北朝にそのまま踏襲されたとはいいがたい。なぜなら、章表のつぎの奏啓第二十三には、

自晋来盛啓、用兼表奏、陳政言事、既奏之異條、讓爵謝恩、亦表之別幹、

とあり、陳政言事は奏の、讓爵謝恩は表の、それぞれ本来の機能と認識されているが、漢制では、謝恩は章の機能であり、陳政言事はおそらく表のそれであった。つまり、啓の出現とも関連するのであるが、章奏表議の区分に混乱が見られるのであり、さらには『文選』卷三七の李善注が、章奏表議をのべて、

六国及秦漢、兼謂之上書、行此五事、至漢魏已来、都曰表、進之天子、称表、進諸侯、称上疏、魏已前、天子亦得上疏、

というように、それらが表と上疏に一元化されたという認識も後世にはあったのである。したがって、『文心雕龍』の記事だけで魏晉南北朝の章奏表議の具体的機能を判断することには無理があるといわざるを得ず、具体的事例に即して検討することが必要になろう。

皇帝に奉る文書として奏と表がもちいられたことは、魏晉南北朝の史書につねにみられるところであり、とくに例を挙げるまでもないが、おなじく皇帝に奉るものであっても、東晉南朝時代の奏には、特別な用途と形態の発生していることが、野田俊昭氏や金子修一氏によって明らかにされている¹⁾。当時、尚書は政策決定の中心的部局であったが、尚書は人事をふくむ政策一般の原案を部内で作成し、それを上呈して皇帝の裁可を得るのが通例であった。その上呈が奏でなされるのであり、このような仕組みを解明された野田氏は、その原案そのものを「案奏」とよぶ。また尚書台では、皇帝の諮問や尚書諸官の提起にもとづき、しばしば尚書諸官をはじめ、太常や博士などの礼官をまじえて、王朝儀礼や服喪に関する討議がおこなわれていた。これは詳議とよばれたようであるが、ときには異論の並立するそれら議論を尚書部内で調整し、最終的な尚書の見解として皇帝に上呈し、その裁可をえるのが通例であった。『宋書』礼志では、この皇帝への上呈を「有司奏」と記すが、それが尚書による上奏であり、そこに引用されたのが上奏文の実例であることを明確にしたのが金子氏である。類似の例は『南齊書』礼儀志にもみられるが、いずれにせよ東晉南朝の奏には、尚書の政策原案、もしくはその上呈のための文書という特定の意味が付せられているのである²⁾。

ところで、『南史』卷五東昏侯紀に、

台閣案奏、月数十日乃報、或不知所在、闕豎以紙包裹魚肉還家、並是五省黄案、

とあるが、野田氏はこの「五省黄案」を、「五曹黄案」、すなわち尚書五曹から天子に上呈される文書であり、したがっ

て台閣案奏も尚書から天子に上呈される文書であろうとしておられる⁶⁰。『南齊書』卷一六百官志尚書左僕射の項にも黄案がみえ、左右僕射および、左右丞が署することが規定されている⁶¹から、これが尚書から上呈される文書であることは疑いなく、前節で抽出した文書の一種である黄案は、実は尚書の奏と同一のものであることになろう。そのことはまた、前掲宋元嘉二六年皇太子監国儀注の第20、21行において、黄案式が尚書の名の下方において奏と称するべきであるとされていることから傍証されよう⁶²。

では、奏と表の差はいかなるものであろうか。魏晉南北朝の史書に頻出する「表」は、天子に奉る文書一般を意味するようであり、上述の南朝の奏のような限定的用途を見いだすことはむづかしい。『文選』卷三七、三八におさまられた表は、孔融の「薦禰衡表」、諸葛亮の「出師表」にはじまり、勸進、任官への謝恩、任官辞退、封爵の辞退、立碑の請願、あるいは洛陽に入城した劉裕の晋五陵拜謁報告その他、さまざまに用いられているが、いずれも皇帝に直接に上呈したものとみなしてよい。

ただ、その中にもやや特別なものがある。たとえば『文選』卷三八所収の、劉裕が劉穆之のために前軍將軍を追贈されたい旨要望した表（傅亮代筆）は、その末尾に「請付外詳議」とのべ、本件を尚書で審議されたいと求めている。このような例は少なくなく、一二の例をあげれば、『宋書』卷六〇荀伯子伝に、

前散騎常侍江夏公衛瑛上表自陳曰、（中略）乞出臣表、付外參詳、

とあり、『南齊書』卷二九陸澄伝に、

澄上表自理曰、請出臣表、付外詳議、

とあるように、問題を尚書の詳議にかけるように求める文言をふくむ表があるのである。その尚書の詳議の結果が先にみたように奏によって皇帝の判断を受けることになるのであるから、この点で表と奏には明白な差異があることに

なる。

その奏とならんで、「文心雕龍」が奏啓と併称し、「自晋来盛啓」というように、魏晋南北朝時代にしきりにもちいられた上申文書が啓である。その啓の機能は、前掲「文心雕龍」の記事によれば、表奏を兼ねるものであったというのであるが、事実はどのようなようであったろうか。詳しくは別稿でのべたところであるが、啓がそのような地位を得るまでには長期にわたる経緯がある。以下、その概要を述べておきたい。

啓が出現したのは後漢末期のことである。董卓が実権を掌握したさい、かれの太師府に三台尚書以下の政府高官をよびつけて事を報告させたときに、啓なる文書を用いたのが最初であるらしい。その後、曹操の魏国が成立すると、魏国官僚が国主曹操に対してしばしば用い、劉備や孫権の時代にも用例がみられるし、やや後、魏王朝末に、司馬氏の実権を握ったときには、司馬氏父子に対する上言に啓が用いられているなど、かなり限定的に用例が現れることかからすれば、時の実力者に対して、皇帝に対する正当な上申文書である章奏表議を用いるのを避けて、その代替として啓を用いたというのが契機のようなのである。

しかし、西晋王朝になると、啓に独特の用途が付せられる。有名な「山濤啓事」がそれであって、これは西晋初に吏部にいて人事を担当した山濤が、人事の候補者について事前に武帝に打診するさいに用いた文書なのである。これ以外にも、人事に関する内密の意思伝達が啓によっておこなわれる例がしきりにみられ、啓は皇帝に対する非公式な上申文書としての性格をもっていたとみられる。このほか、王国内での国官から国主への上言にも啓は使用されているから、いわば章奏表議に準ずる地位にあったといえるであろう。

東晋では、啓はそのような地位から脱して、王朝の正式の文書の一つとして機能している。具体例をあげれば、東晋中期の成帝「沙門心敬」詔に対する尚書令、僕射、尚書諸人の反論が啓によってなされ、東晋末期の篡奪者桓玄

「沙門不敬礼」詔に対する門下諸官の疑義が啓によってなされている。表奏を兼ねるとされた啓とは、この段階での啓をいうものにちがいない。そして、元嘉二六年皇太子監國儀注第4、5行においては、啓事に準ずる賤の儀が「尚書僕射尚書左右丞某甲、死罪死罪」という文言であることに明らかなように、啓事は尚書から皇帝に対する上言文書としての地位をあたえられているのである。

ただし、前掲元嘉二六年皇太子監國儀注にみえる啓は、第14行のものが太常から、第22、27行のものが司徒長史から呈されたものであり、そのなかに台、すなわち尚書に対して上呈通りを行うこととする回答（告報）を要請する文言「請台告報如所称」があるところからして、その宛先は尚書であったと考えられる。しかし、その尚書に対する要請は、尚書によって奏されてその可否の判断を皇帝から受けるのであるから、これもその最終的宛先が皇帝ということもできる。ともかくも、以上にみたように、啓はさまざまな場面における上言文書として機能しているのである。

章奏表議四者の最後の議については、「独断」「文心雕龍」ともに「執異」をその機能とする。これに当たるものとして想起されるのは、先にのべた『宋書』礼志の奏のなかに含まれる議である。実例を以下に一例だけ引用してみよう。『宋書』卷一七の記事である。

大明元年六月己卯朔、詔以前太子步兵校尉祗男欽紹南豐王朗、有司奏、朗先嗣宮陽、告廟臨軒、檢繼体為旧、不告廟臨軒、下礼官議正、太学博士王燮之議、南豐昔別開土宇、以紹宮陽、義同始封、故有臨軒告廟之礼、今欽奉詔出嗣、則成繼体、先爵猶存、事是伝襲、不応告廟臨軒、祠部郎朱膺之議、南豐王嗣爵封已絶、聖恩垂矜、特詔繼茅土、復申義同始封、為之告廟臨軒、殿中郎徐爰議、宮陽繼体皇基、身亡封絶、恩詔追封、錫以一城、既始啓建茅土、故宜臨軒告廟、今欽繼後南豐、彼此俱為列国、長沙南豐、自応各告其祖、豈闕太廟、事非始封、不合臨軒、同博士王燮之議、參詳、爰議為允、詔可、

これは金子氏が前掲論文で奏の形態を分析するために引用された事例のひとつであるが、この王国の位の継承に関する告廟の儀礼の議論全体が一通の奏であることは、金子氏の指摘の通りであろう。この議論においては、太学博士王燮之、祠部郎朱膺之、殿中郎徐爰の三者が見解を出し、意見の調整の結果、王燮之の議に同意した徐爰の議が妥当とみとめられ、これが上奏されて、裁可を得たのである。ところで、この議論が結論だけでなく、反対意見、もしくは少数意見を含めたかたちで奏として上申されたこと理由は十分には明らかではない。主要な意見を併挙することによって、責任の所在を明確にするため、もしくは皇帝の裁可の参考に供するためとするのが稔当であろうとおもわれるが、皇帝への上言文書の一種に「執異」のための議があったという伝統が、このようなかたちの奏を生んだといえるかもしれない⁽¹⁰⁾。

以上に、まず「独断」の漢代の制度を手がかりに、魏晋南北朝の上行文書として、奏と啓、議をとりあげてみた。そして、その結果は、とくに東晋南朝になると、それらが漢代の制度とは異なり、この時代の政治制度に対応するような独自の文書へと変化し、独特の体系をもつようになっていくことが了解されるのである。

三 「関刺解牒」

つぎに注目される「文心雕龍」の記事は、巻五書記篇である。先にふれたように、それは「百官詢事」「万民達志」などと各種文書の総括的機能を明確に分別し、またそれに対応して「関刺解牒」「状列辞諺」など個別の文書名をあげているのである。そのなかには、漢代には知られていないが、唐に存在し、その機能内容も唐のそれと共通する部分があるような文書がいくつか含まれる。例えば、「百官詢事」に「関刺解牒」を用いるというのは、「諸司自相質問」のために「関刺移」がある唐制（『唐六典』巻一）と密接な関係にあることが推測されるし、「万民達志」に「状列辞

諺」を用いるというのは、「庶人言曰辞」（『唐六典』卷一注）という唐制となんらかの関係にあることがうかがえよう。

では、「文心雕龍」は、それらの総括的機能をもつ各種文書の個別的機能をどのように具体化しているのだろうか。以下に「関刺解牒」についての記事を例にとってみよう。

関者、閉也、出入由門、関閉当審、庶務在政、通塞必詳、韓非云、孫竄回聖相也、而関於州部、蓋謂此也、

刺者、達也、詩人諷刺、周礼三刺、事叙相達、若針之通結矣、

解者、积也、解釈結滞、徵事以対也、

牒者、葉也、短簡編牒、如葉在枝、温舒截蒲、即其事也、議政未定、故短牒咨謀、牒之尤密、謂之為籤、籤者、織密者也、

これらの抽象的説明から、四者それぞれの独自の機能が他とどのように区別され、またそれが四者全体の機能と説明される「百官詢事」とどのように関連しているかを読みとることは、かなり難しい。とくに公文書の機能を考えるさいに留意すべき、発行者と受理者が明示されていないことは、重大な欠落である。したがって、このばあいもやはり、実例に即して、それを検討することが必要となろう。以下、「関刺解牒」の具体的使用例を順次検討してみることにする。

はじめに関について考えてみたい⁽¹⁾。そのために、以下に前掲元嘉二十六年皇太子監国儀注の一部（第14～21行）を再録してみる。

某曹関太常甲乙啓辞押某署令某甲上言某

事云云請台告報如所称主者詳檢相応請聴

如所上事諾別符申撰奉行謹関

年月日

右関事儀準於黄案年月日右方関

門下位年月下左方下附別(列)尚書衆

官署其尚書名下応云奏者今言関

余皆如黄案式

この前半四行が「関事」とよばれる文書であり、それが皇帝に対する「黄案」に準じるとされていたことは、注記によって明白である。つまり、年月日の左方下部に尚書諸官の署名をして、その下に「関事」であれば関というが、「黄案」すなわち奏であれば、奏と称するといふのである⁽¹⁵⁾。

この前半部分を、祝総斌氏の解釈⁽¹⁶⁾を参考に、以下に分析してみよう。

某曹関

太常甲乙啓辞、抑、「太常から尚書への、署名を伴う上言」

某署令某甲上言、某事云云、「太常管下の署令が上言したその内容」

請台告報如所称「太常が署令の上言の批准を尚書に求める文言」

主者詳検相応、請聴如所上、事諾、別符申撰奉行「尚書某曹が太常の要請を仲介して皇太子に批准を求め、認可されれば、符を下して、関係部局に執行させたいと申請した文言」

謹関

つまり、ここには太常管下の某署の太常への上言と、太常の尚書への上言と、尚書の皇太子への上言の、三様の文

言がふくまれている。このようにみれば、関は最終的には尚書から皇太子へ奉る文書であることはあきらかである。しかしながら、では関はすべてがそのようなものであったかという点、多少疑問がある。別稿でものべたし、祝氏もいわれるように、この関には注記にいう「関門下」、すなわち門下に通すという意味もふくまれているのである¹³⁾。したがって、関には皇太子に上げる、皇帝の上奏に対応する「関事」と、尚書から百官へ通す関の二種があったと推測される。

刺については、以下の二例がとくに注目し値する。

【宋書】卷一七礼志四

元嘉十年十二月癸酉、太祝令徐閔刺、署典宗廟社稷祠薦五牲、牛羊豕雞並用雄、其一種市買、由来送雌、竊聞周景王時、賈起見雄雞自斷其尾、曰雞憚犧、不祥、今何以用雌、求下礼官詳正、勅太学依礼詳拠、博士徐道娒等議称、(中略)太常丞司馬操議(中略)重更勅太学議答、博士徐道娒等又議称、(中略)求詳議告報如所称、令参詳、閔所称粗有証拠、宜如所上、自今改用雄雞、

【宋書】卷一五礼志二

孝建元年六月、湘東国刺称、国太妃以去三十年閏六月二十八日薨、未詳周忌当在六月、為取七月、勅礼官議正、博士丘邁之議、(中略)左僕射建平王宏謂(中略)、

前者の例は、太祝令徐閔が五牲の雄雌についての疑義を提起して礼官の詳議をもとめ、太学博士や太常丞が詳議した結果、太祝令の主張通りとすることを尚書に要請し、尚書令の参議も徐閔の主張に根拠があることを認め、その通りに行うことにした、と要約できる。この例も、『宋書』礼志にみえる奏の形式に類似するが、冒頭に「有司奏」、末尾に「詔可」の文言がないから、尚書部内で処理した問題なのかもしれない。

さてこの例で重要なことは、太祝令の刺がどこに宛てられたかである。中華書局評点本は、この部分を

太祝令徐閔刺署：「典宗廟（中略）求下礼官詳正。」

と句読し、太祝署長官たる太祝令がその管下の太祝署に議論と、礼官への評議を求めるよう命じたかのようにも読めるのであるが、文末の一句から、これは礼官での詳議を尚書から命じるようにという要請であり、この文は、「徐閔刺すらく、（太祝）署は宗廟云云を典し（下略）」と読み、この刺は太祝令から尚書へ宛てたものとみるべきであろう。後者は、湘東国から前年閏六月に死亡した国太妃の一周忌を六月にするのか七月にするのかを尋ねてきたので、礼官に議論させた例である。このばあいも、礼官に議論させているところからみて、この疑問は湘東国から尚書に呈されたものにちがいない。

以上の二例はいずれも劉宋に属する。この時代に限定していえば、刺は尚書以外の中央官庁、それも署級の官庁から尚書への質疑、もしくは封国から尚書への質疑に用いられる文書であったということになる。

解に関しては、『宋書』以前に、文書としての用例が確認できる事例はない。そして、宋以後においては、以下の例がその特別の機能を示すであろう。

まず前掲元嘉二六年皇太子監国儀注の第22から30行を再録してみよう。

某曹閔司徒長史壬申啓辞押某州刺史丙丁

解騰某郡県令長李乙書言某事云云請台告報

如所称尚書某甲參議以為所論正如法令報聽

如所上請為令書如左謹閔

右閔門下位及尚書署如上儀

司徒長史壬申啓辞押某州刺史丙丁解騰某郡

県令長李乙書言某事云云州府縁案允値請

台告報

年月日尚書令某甲上

これは第37行に「右外上事内処報下令書儀」と注記があるように、外部から要請されたものごとを承認して、令として下すかたちの皇太子の令の書式である。その内容のうち、はじめの四行は、およそ以下のように要約できよう。司徒長史壬申が啓していうには、さる州の刺史丙丁が、管下の郡県の長官李乙の「某事云云」という書を解によって上げてきた、尚書台はその述べるところの通りとすることを回答してやってほしい、と。台では尚書某甲が参議した結果、その主張は正しいので、法令に従い、その述べたところの通りになることを許す旨の回答をしたい。ついで、左記のような令書を作成したので、所管の尚書某曹が謹んで関すると。

ここでは、解は郡県の主張もしくは事情説明であり、それは州刺史を介して司徒長史に上がり、司徒長史がその通りと回答することを尚書に要請する。尚書がこれを審議し、正しいと判断すれば、その通り行えという令書を下したと、皇太子に上申するのである。右の文章の第六行以下とこの令書全体についての分析は別の機会にゆずりたいが、とりあえず、解が特別の文書であるらしいことは、以上のことから明らかであろう。

そのような解の具体例は、『南齊書』卷四〇武十七王竟陵王子良伝の以下の記事にみることができる。

明年（建元三年）、（征虜將軍丹陽尹子良）上表曰、京尹雖居都邑、而境壤兼跨、広袤周輪、幾将千里、繁原抱隰、其処甚多、旧遏古塘、非唯一所、而民貧業廢、地利久蕪、近啓遣五官殷瀾典籤劉僧瑗到諸県循履、得丹陽溧陽永世等四県解、并村耆辞列、堪墾之田、合計荒熟有八千五百五十四頃、脩治塘遏、可用十一万八千余夫、一春就功、

便可成立、上納之、会遷官、事寝、

丹陽尹竟陵王子良から派遣されて丹陽境内を視察した五官殷瀾らが得た丹陽溧陽永世等四県解とは、前後の文脈からして、四県の水利施設や田地の状況などの説明にちがいない。ただ、その説明のなかには、塘堰の修築などに関する請願も含まれていたかもしれない。この例は皇太子監国儀注のように州刺史から司徒を経由して尚書にまで上ったものではないが、いずれにしても、それらが県から郡へ事情説明のために提出された特定の意味をもつ公文書であることに疑いはない。

しかし、『宋書』卷一五礼志二にみえる例は、これとは事情が異なる。

宋孝武帝孝建三年八月戊子、有司奏、雲杜国解称国子檀和之所生親王、求除太夫人、檢無国子除太夫人先例、法又無料、下礼官議正、太学博士孫齡之議（中略）、太常丞庾蔚之議、（中略）、祠部郎中朱膺之議、（中略）、所議参議、以蔚之為允、詔可、

大明十二年十一月、有司奏、興平国解称国子袁愍孫母王氏、应除太夫人、檢無国子除太夫人例、下礼官議正、太学博士司馬興之議、（中略）、博士程彦議、（中略）、彦参議、以興之議為允、除王氏為興平県開国子太夫人、詔可、この事例は、いずれも劉宋孝武帝のときのことであるが、雲杜県子檀和之（『南史』卷七八）と興平県子袁粲（『宋書』卷八九）の封国が、国主の生母を国太夫人に除せられたい旨要請したのを、前例がないからと礼官に議論させたものである。冒頭に「有司奏」とあるから、これは尚書所管事項なのであり、この解は尚書に提出されたものである。ただし、竟陵王の例とちがひ、事情説明というよりは、要望である。

こうしてみれば、解は郡県、王国から尚書をふくむ上部機構へ上呈される、事情説明や要請のための文書であるとみるのが妥当であろう。

最後に牒について検討してみよう。結論的にいえば、魏晉南北朝における牒には、大別して三種の用途がある。その第一は、すでに漢代からしばしばみられるもので、人事に関する名簿、官歴功績簿、徵召の書や辞令を指すものである。その早い例として、『漢書』卷八一匡衡伝に「隨牒」なる語があつて、顔師古はこれに、

隨牒、謂隨選補之恒牒、不被超擢者、

と注しているが、このような意味での「隨牒」という語は、その後もよく史書にみえる^⑩。このような用途の牒に類するものとしては、「選牒」^⑪（『宋書』卷八五王景文伝、『南齊書』卷四九王績伝）、「榮牒」^⑫（『宋書』卷七三顔延之伝）、「勞牒」^⑬（同書卷七四臧質伝）、「軍牒」^⑭（『南齊書』卷四〇竟陵王子良伝）などがあり、人事予定者または候補者名簿を提出することを「牒」という場合もある^⑮。

第二は、文書を簡条書きにして上呈することをいうもので、右の例と形態上通じるところがあるともいえよう。その具体例は、例えば、『晉書』卷一六律曆志上に、

（荀）勛等奏、（中略）謹條牒諸律、問（協律中郎將列）和意狀如左、

『宋書』卷六四裴松之伝に、

太祖元嘉三年、誅司徒徐羨之等、分遣大使、巡行天下、（中略）松之反使奏曰、（中略）奉二十四條、謹隨事為牒、とあるようなものであるが、ただこれは限定された文書の名称ではなく、形態上の表現である可能性がある。

第三の、そしてこれが南朝に特徴的な牒の用途であるが、それは「訊牒」、または「獄牒」とよばれる、獄事に関する調書のようなもので、典型的な例をあげれば、『宋書』卷四四謝晦に、

高祖嘗訊囚、其旦刑獄參軍有疾、札晦代之、於車中一覽訊牒、催促便下、

とあり、同書卷六六王敬弘伝に、

元嘉三年、為尚書僕射、関署文案、初不省讀、嘗予聽訟、上問以疑獄、敬弘不對、上變色、問左右、何故不以訊牒副僕射、敬弘曰、臣乃得訊牒讀之、政自不解、上甚不悅、

とあるようなものである⁽¹⁶⁾。

このような牒のさらに具体的な例が『宋書』卷五七蔡興宗伝にみえる。宋前廢帝時、太宰録尚書事江夏王義恭とのあいだで、人事そのほかをめぐって確執を生じた蔡興宗は、あらたに任じられた職を固辞し、尚書僕射顔師伯に書簡でその不満を訴えたことなどをとがめられ、義恭とその意を承けた尚書令柳元景に告発されることになった。その時、その書簡を顔師伯に見せられたのが、かれを訪れた袁愨孫(祭)であり、袁祭から顔師伯宛の蔡興宗書簡をみたとうちあけられたのが選令史薛慶先なる人物で、どうやらこの人物がこの告発の起点らしい。以下はこの間の事情を述べた記事である。

義恭因使尚書令柳元景奏曰、臣義恭表詔書如右、撰曹辨駁、尚書袁愨孫牒此月十七日、詣僕射顔師伯、語次、因及尚書蔡興宗有書、固辞今授、仍出疏見示、乃者数紙、不意悉何所道、緣此因及朝士、当代聖世、不可使人以為少、今牒、(中略)今薛慶先列、今月十八日、往尚書袁愨孫、論選事、愨孫云、昨詣顔僕射、出蔡尚書疏見示、言辞甚苦、又云所得亦少、(中略)請解興宗新附官、須事御、収付廷尉法獄治罪、免愨孫所居官、

ここで尚書令柳元景の奏がいうのは、太宰義恭の表とそれにこたえる詔書に基づき、袁愨孫を尋問したところ、かれの申し状が「今牒」までのことであったというのである。おなじように事情聴取を受けたものに薛慶先がいるが、かれはおそらく証人もしくは参考人のあつかいであったようである。したがって、その言い分は「列」でなされている。これに対して、袁愨孫は免所居官の求刑をうけているから、いわば被告であって、したがって「牒」は「列」とはあきらかにちがうのである⁽¹⁷⁾。

以上にみたように、「関刺解牒」は、「百官詢事」の機能をもつというのが『文心雕龍』の説であったが、すくなくとも東晉南朝においては、個別具体的にはそれぞれ独自の用途と機能をもつようになっており、結果として官司間の文書がとくに多様に機能分化していることが注目されるのである。

むすびにかえて

以上二節においてみた、下から上る公文書「奏表啓」および「関」と、官司間を往来する公文書「関刺解牒」に、別稿で論じた上から下る公文書である皇帝の「詔」や、おなじく別稿で東晉時代に確立することを明らかにした尚書の「符」²⁾をくわえたものが、おおむね魏晉南北朝の、とくに東晉宋齊代を中心とする時期の主な公文書とその体系と考えてよいであろう。

公文書がこのように多種多様となるとともに、しだいにその機能が分化もしくは特化し、とくに官司間で往来する文書においてそれが顕著であるのは、漢から唐へかけての官僚組織と政治制度の変化と無関係ではなからう。このように、魏晉南北朝の公文書の歴史性を求めることは、おおかたの同意をえられよう。

ただし、今回の検討がそれぞれの文書に関して遺漏がないというのではけっしてない。その第一は、史料のありかたにもよるが、検討作業が主として東晉宋齊に集中し、各文書の東晉宋齊史料にみられるような用途機能の成立の時期や経過について、ほとんど言及できず、また宋齊以後、および北朝についても視野に十分入れることができなかった点をあげなければならぬ。もちろん、東晉宋齊において各文書の用途機能が顕著に独自性をもつこと自体、この時代が公文書の展開過程において重要な意味をもつことを示唆しているのであるが、このことをより明確にするためにも、早急に前後の時代における各文書の実態を説明する必要がある。

第二に、第一節で抽出した公文書のうち、重要とみられるもの若干については、検討の余裕がなかった。なかでも牋は、諸人の著作目録にみられる作品分野としてもっとも一般的であり、またその使用例が史書にしばしばみられるだけでなく、第一節所掲元嘉二六年皇太子監國儀注第一―五行の文書を規定して「右牋儀」というように、皇太子に奉る文書の一つであって、皇帝への啓事に準じ、しかも『文選』序に「表奏牋記」とあるように皇帝へ奉る文書である表奏と併称されてもいるから、相当に重要な機能と役割を有していたはずであるが、これについての検討ははたせなかった。おなじく『文選』序にいう「詔誥教令」の教は、郡太守の管内にだす通達である例が多いが、その分析は当時の地方政治の実態とも関わる重大な問題であろうし、『文心雕龍』において唐制との関連が注目される「状列辭諺」⁽²⁾も、その「万民達志」のためという機能からみて、識字層の範囲やその政治との関わり方におよぶ重要な問題に波及する可能性を帯びた文書であるといえる。しかしながら、これらすべてを他日の検討に譲らねばならない。

第三に、公文書の書式についての復元と分析にも、言及できないままに終わった。書式は単に文書の形式とその歴史的な継承関係にとどまらず、文書の発行部署や宛先を含めた移動経路の分析に不可欠な要素である。そしてそのことが公文書研究にさらにさまざまな可能性をあたえると考えられるのである。

このような課題をふくめ、今後も魏晉南北朝の公文書の実態について、とくに唐制との関係を意識しながら、検討を続けたいと思う。

- (1) 魏晉南北朝の公文書に関する従来の研究はそれほど多くはないが、部分的に公文書に言及するものも含め、以下のようなものをあげることができる。

内藤乾吉「唐の三省」(一九三〇)、『中国法制史考証』一九六三に再録)

大庭 脩「魏晉南北朝告身雜考―木から紙へ―」『史林』四七―一（一九六四）

野田俊昭「東晉南朝における天子の支配権力と尚書省」『九州大学東洋史論集』五（一九七七）

金子修一「南朝期の上奏文の一形態について―『宋書』礼志を史料として―」『東洋文化』六〇（一九八〇）

白須浄真「魏氏高昌国における上奏文試釈」『東洋史苑』二三（一九八四）

「魏氏高昌国における王令とその伝達―下行文書「符」とその書式を中心として―」『東洋史研究』五六―三（一九九七）

祝総斌「高昌官府文書雜考」『敦煌吐魯番文献研究論集』二（一九八三）

「兩漢魏晉南北朝宰相制度研究」（一九九〇）

陳琳国「魏晉南北朝政治制度研究」（一九九四）

中村圭爾「南朝における詔」『東アジア古文書の史的研究』（一九九〇）

「黄紙雜考」『大阪市立大学東洋史論叢』一〇（一九九三）

「晋南北朝における符」『人文研究』四九―六（一九九七）

「南朝の公文書「関」の一考察」『東方学会創立五十周年記念東方学論集』（一九九七）

「三国兩晋における文書「啓」の成立と展開」『古代文化』五一―一〇（一九九九）

(2) この儀注については、註(二)所掲の研究の多くが論究する。しかしながら、そのほとんどは部分的引用であったり、第一―三行を省略、または無視したりすることもあって、全体を有機的に関連づけて把握したものはみあたらない。しかし、これは第一行の直前に「有司奏」とあって尚書が奏したものであり、第一行以下すべてがその奏の内容である皇太子監国における公文書書式であるから、まず全体を把握することが必要なのである。本稿ではまだその準備がないが、後日その全体の把握

について試みる機会をもちたい。なお、註(1)参照。

(3) 註(1)拙稿参照。

(4) 註(1)野田、金子論文参照。

(5) なお、野田氏はこの案奏の書式を、監国儀注第四、吾行に擬せられ(同氏論文八二頁)、金子氏も賛意を表しておられるようである(同氏論文註(13))。奏にある参議という用語が儀注にもあり、その可能性が皆無とはいえないが、第一行には「為賤如左」といい、第六行にはこれを「右賤儀、準於啓事」というのであるからには、これは賤でなければならぬ。そして、案奏の書式を求めるならば、註(1)祝総斌「兩漢魏晉南北朝宰相制度研究」三〇一頁以下、白須浄真「魏氏高昌国における上奏文試釈」二二頁以下にしたがい、儀注第一四一―一六行の「関事儀」とせねばならない。この問題については、後日に予定している儀注全体の検討のさいに、あらためてとりあげたい。

(6) 野田氏前掲論文補註。

(7) 「南齊書」百官志左僕射の項に、

維是黄案、左僕射右僕射署朱符見字、

とあり、右丞の項に、

白案、右丞上署、左丞次署、黄案、左丞上署、右丞次署(四字、校勘記による)、諸立格制及詳讞大事宗廟朝廷儀体、左丞上署、右丞次署、

とある。

(8) なお註(7)にあるように、黄案に対して、同様に左右丞が署して尚書からでる文書に白案なるものがある。ただし、左右丞の署名の順が黄案と逆であり、黄案の署名の順である左丞上署、右丞次署の方が、「諸立格制」以下にもなされるところからみ

て、重要案件であるようであるから、かならずしも皇帝に達する黄案と同一視はできないかもしれないが、奏の一種である可能性もある。

- (9) 註(1)拙稿「三国両晋における文書「啓」の成立と展開」参照。
- (10) 拙稿「南朝における議について―宋・齊代を中心に―」『人文研究』四〇―一〇（一九八八）四六頁以下で、この点について初歩的な見通しを述べたことがある。
- (11) 以下の「関事儀」については、註(1)祝総斌「高昌官府文書雜考」四七一頁以下、同『兩漢魏晉南北朝宰相制度研究』三〇―頁以下、白須浄真「趙氏高昌国における上奏文試釈」二二頁以下などに、詳細な分析があり、とくに祝氏著の解釈には啓発されるところが多い。両者ともこの「某曹関……謹関」という書式が、皇帝に対する奏にあたる、皇太子に対する関と称する文書であるとのべるのは、妥当であるが、儀注のそのほかの「某曹関……謹関」の文書についての言及はない。
- (12) ただし、ではこの「関事」以外の、「某曹関……謹関」文書を「某曹奏……謹奏」とすれば、すべて皇帝への上奏となるかという点、それはこの「関事」の書式や、各文書の注記する文書名との関係も含めて、なお検討の余地がある。
- (13) 祝氏前掲著三〇―頁以下参照。
- (14) 拙稿「南朝の公文書「関」の一考察」は、この儀注の「関事儀」以外の関もふくめて、関の意味を考察しようとしたもので、そこでは関を尚書から門下への諮問の意味に解釈したが、説明が十分でなかったように思う。この点については、後日に再検討の機会をもちたい。また、祝氏前掲著三〇―三頁参照。
- (15) 野田氏前掲論文註(4)は、上級官衙から下級官衙への下文は一括して符あるいは刺と称されていたようだと述べられるが、本文のように解釈すると、その逆となる。
- (16) たとえば『晋書』卷四三王衍伝、卷七三庾亮伝、『宋書』卷九二陸徽伝、『南齊書』卷二三褚淵伝、『魏書』卷四五裴宣伝など。

(17) 野田氏前掲論文八九頁では、『南齊書』王績伝の選牒を、尚書の案奏としておられるが、牒という名称からいえば、疑問がないとはいいたい。

(18) 『宋書』卷四三徐佩之伝、

聚党百余人、殺牛犒賜、條牒時人、並相署置、

同書卷七四沈攸之伝、

攸之初至州、道慶時在家、牒其親戚十余人、求州從事西曹、

同書卷九九二凶伝、

亦參用有氣幹者、謹條牒人名上呈、

(19) 『宋書』卷七五王僧達伝、

有辞獄牒、

『南齊書』卷二八崔祖思伝、

又曰、(中略)寧容都無訊牒、

(20) 『文選』卷四〇任彦昇「奏彈劉整」には、告訴された劉整の不正を御史中丞が調査したことを、

輒撰整亡父旧使奴海蛤到台并問、列称整亡父興道先為零陵郡(下略)、

といい、同書同卷沈休文「奏彈王源」には、不法な婚姻で告発された王源を、仲人を代理に呼んで調査したことを、

輒撰媒人劉嗣之到台并問、嗣之列称、吳郡滿璋之相承云是高平旧族、寵畜胤胄、

といい、『南齊書』卷四九王奐伝に、寧蛮長史劉興祖を殺した王奐について、被害者劉興祖の門生を召喚して調査したことを、

撰興祖門生劉倪到台并問、列興祖与奐共事(下略)、

といい、参考人を被告の代りに呼ぶことを撰といい、その陳述を列としている。

(2) 註(1)抽稿。

(2) 列については、註(2)参照。なお、註(1)祝氏論文は、トルファン文章にみえる列について、辞と連用して辞列、列辞とする用法があり、それは訴訟と関係があるとされるが、辞に重点をおいて分析されている。